

第1回 横浜市保土ヶ谷区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会 議事録	
日 時	令和6年12月17日(火) 12時55分から14時25分まで
開催場所	保土ヶ谷区役所5階501会議室
出席者	<p><b>【選定委員会委員】</b></p> <p>委員長 安藤 孝敏 (横浜国立大学 環境情報研究院教授)</p> <p>委員 穴原 豊 (保土ヶ谷区社会福祉協議会ボランティア・市民活動分科会 会長)</p> <p>北川 有紀 (ほどがや市民活動センターアワーズ センター長)</p> <p>大尾 美登里 (NPO 法人中途障害者地域活動センター ほどがやカルガモの会 理事長)</p> <p>中村 好美 (保土ヶ谷区民生委員児童委員協議会 会長 新桜ヶ丘地区連合町内会 会長)</p> <p>濱走 弘之 (社会福祉法人恵和 理事長)</p> <p>樋口 倫子 (保土ヶ谷区地域子育て支援拠点こっころ 施設長)</p> <p>矢岳 幸太 (東京地方税理士会 保土ヶ谷支部 会員)</p> <p><b>【事務局】</b></p> <p>保土ヶ谷区福祉保健センター担当部長 近 和行 保土ヶ谷区福祉保健課長 水野 直樹 保土ヶ谷区高齢・障害支援課長 大熊 光子 保土ヶ谷区福祉保健課事業企画担当係長 宮崎 陽子 保土ヶ谷区福祉保健課事業企画担当 梶原 麻子、相馬 翔悟</p>
欠席者	なし
開催形態	一部非公開(指定管理者選定スケジュール、公募要項等、評価基準及び審査方法について非公開)(傍聴者0人)
議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 会議の公開・非公開について</li> <li>2 選定スケジュールについて</li> <li>3 選定の進め方について</li> <li>4 評価基準項目について</li> <li>5 評価の最低制限基準について</li> </ol>

	<p>6 公募要項・応募関係書類について</p>
<p>決 定 事 項</p>	<p>1 委員長に安藤委員を選出、委員長職務代理者に大尾委員を指名。</p> <p>2 第1回及び第2回選定委員会審議事項のうち、次に関する部分を非公開とすることを決定。</p> <p>【第1回選定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選定スケジュールについて</li> <li>・選定の進め方について</li> <li>・評価基準項目について</li> <li>・公募要項・応募関係書類について</li> <li>・その他</li> </ul> <p>【第2回選定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各団体のプレゼンテーション、質疑応答、意見交換、評価記入</li> <li>・集計、意見交換</li> <li>・事務局からの連絡事項等</li> </ul> <p>3 選定スケジュールを事務局案のとおり決定。</p> <p>4 選定の進め方（財務状況の評価方法、採点方法、最低制限基準）を事務局案のとおり決定。</p> <p>5 評価基準項目を以下のとおり変更することを決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4(3)イ「災害等に備えるための取組」の評価の視点に、「災害時の事業継続計画（BCP）について検討がなされているか。」を追加。</li> </ul> <p>6 公募要項・応募関係書類を、5 評価基準項目の変更に合わせて修正することを決定。</p>
<p>議 事</p>	<p><u>1 開会</u></p> <p><u>2 自己紹介・定足数確認</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選定委員8人中8人出席。半数以上の出席により、本委員会は成立。</li> </ul> <p><u>3 要綱等の確認</u></p> <p>事務局から指定管理者選定委員会の設置根拠、担当事務について説明。</p> <p><u>4 委員長及び職務代理者の選任</u></p> <p>横浜市保土ヶ谷区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱第6条第1項に基づき、委員長に安藤委員を選出。</p> <p>同要綱第6条第3項に基づき、委員長が職務代理者に大尾委員を指名。</p> <p><u>5 議題</u></p> <p>(1) 会議の公開・非公開について (事務局)</p> <p>公開することにより適正な審査が阻害される恐れがあることから、次の審議事項は非公開とする事務局案について説明。</p> <p>【第1回選定委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選定スケジュールについて</li> </ul>

- ・選定の進め方について
- ・評価基準項目について
- ・公募要項・応募関係書類について

**【第2回選定委員会】**

- ・各団体からのプレゼンテーション、質疑応答、意見交換、評価記入
- ・集計、意見交換
- ・事務局からの連絡事項等

(委員長)

特に意見がなければ、事務局案のとおりでよろしいか。

(委員)

異議なし。

(以降、非公開)

**(2) 選定スケジュールについて**

(事務局)

資料のとおり事務局案を説明。

(委員長)

特に意見がなければ、事務局案のスケジュールに基づいて、選定を行うということによろしいか。

(委員)

異議なし。

**(3) 選定の進め方について**

(事務局)

次のとおり事務局案を説明。

○総合的な審査の実施

- ・選定にあたっては、応募書類、第2回選定委員会で実施するプレゼンテーション及び質疑応答の内容によって総合的に審査する。

○応募団体の財務の状況にかかる審査

- ・財務状況の評価は、健康福祉局による外部評価の結果を参考にし、財務に関する有識者による評価を選定委員会としての評価とする。

○評価実施後の意見交換

- ・全団体の評価実施後、公平・公正な審査を行うため、各委員の採点及び理由等の確認及び意見交換を行うこととする。

○合計点の考え方

- ・合計点の考え方を次のとおり取り扱うこととする。

**【第2回選定委員会の出席委員数が6人以上の場合】**

各委員が評価基準項目に基づいて採点し、第2回選定委員会において最高点

をつけた委員及び最低点をつけた委員を除く残りの委員の採点を合計した点数とする。

**【第2回選定委員会の出席委員数が6人未満の場合】**

各委員が評価基準項目に基づいて採点し、各委員の採点を合計した点数とする。

○最低制限基準の考え方

・応募団体が1団体のみの場合でも、地域ケアプラザの運営の質を確保するため、最低制限基準を満たすことを必要とする。なお、第2回選定委員会の出席委員数に応じて次のとおり取り扱うこととする。

**【第2回選定委員会の出席委員数が6人以上の場合】**

・最低制限基準は、評価項目7及び8を除く評価基準項目の合計点に、第2回選定委員会出席委員数から2人除いた委員数を乗じて算出した点数の60%とする。

**【第2回選定委員会の出席委員数が6人未満の場合】**

・最低制限基準は、評価項目7及び8を除く評価基準項目の合計点に、第2回選定委員会出席委員数を乗じて算出した点数の60%とする。

○同点1位の団体が発生した場合

・同点1位の団体が複数発生した場合は、以下の順で指定管理者の候補者を決定する。

- ①採点で最も高い得点をつけた委員が多かった団体
- ②小項目で最低点を入れた委員が少なかった団体
- ③小項目で満点が多かった団体
- ④委員長を含む出席委員による投票
- ⑤委員長を除く出席委員による投票

上記は①～③は最高点をつけた委員の採点及び最低点をつけた委員の採点を除いたうえで判断する。

(委員長)

特に意見がなければ、事務局案のとおりでよろしいか。

(委員)

異議なし。

**(4) 評価基準項目について**

(事務局)

評価基準項目の記載内容について説明。

- ・全体で335点満点だが、施設の特性により評価基準項目の設定が異なるため施設によって満点異なる。評価基準項目を全部設定する地域ケアプラザでは満点が335点だが、岩崎地域ケアプラザは325点、仏向及び川島地域ケアプラザは320点が満点となる。

・各項目を5段階で評価する。

(委員)

5段階評価にあたっての基準はあるか。

(事務局)

標準を3としている。また、各団体のプレゼンテーション及び質疑応答の後に良かった点や気になった点などを意見交換する時間がある。さらに、全ての応募団体の審査終了後に各委員の評価を共有し、意見交換を行うため、その際に他の委員がどのような考え方のもと、評価をしたのか参考にすることもできる。

(委員)

災害時に、法人としてBCPについて検討がなされているかを評価の視点に加えない。

(委員長)

評価基準項目4(3)イ「災害等に備えるための取組」の評価の視点に、「災害時の事業継続計画(BCP)について検討がなされているか。」を追記する。

その他の項目について、評価基準項目案のとおりの内容で選定を行うということで、よろしいか。

(委員)

異議なし。

#### (5) 公募要項・応募関係書類について

(事務局)

公募要項・応募関係書類の記載内容について説明。

(委員)

納税証明書は、数年前に電子的に発行できるようになったと思うが、応募書類上は紙媒体で提出することになっており、電子化を進めている行政間で矛盾しているため、行政の連携を考え次回以降は電子データでのみ提出させた方がよいのではないかと思う。

(事務局)

次回から対応できるよう検討します。

(委員)

提案書類はページ数の制限があるか。

(事務局)

今回の選定委員会から、事業計画書は50ページまでを限度としている。

(委員)

事業計画書の見栄えをよくするため、指定管理料の提案額と事業計画の内容が見合っていないような場合があると思う。その場合に事務局からアドバイスをすることがあるのか。

(事務局)

	<p>事務局として確認するのは、書類上の不備がないかどうかの確認となるため、提案のあった事業費と事業計画に整合性があるかどうかまでは確認しない。</p> <p>(委員)</p> <p>委員として指摘することはできるか。</p> <p>(事務局)</p> <p>第2回選定委員会において、質疑応答の時間を設けているためその際に確認することができる。</p> <p>(委員)</p> <p>評価基準項目の「4 (7)環境への配慮、市内中小企業優先発注等、本市の重要施策を踏まえた取組」の項目については、横浜市の計画をまとめて一つの項目とするより、計画ごとに細分化した方が、応募団体が提案しやすいのではないか。</p> <p>(事務局)</p> <p>横浜市の計画ごとに設問として設ける場合、応募団体として提案しやすい側面もあるかもしれないが、横浜市の各計画を踏まえた取組を実施していない団体があった場合に記載に苦慮することが想定される。全ての項目を記載する必要はなく、例示のため、現状の設問であれば、実施していない取組があっても、それ以外の実施している取組を記載してもらうことができる。</p> <p>(委員長)</p> <p>公募要項案の評価基準項目の記載については、事務局が修正することとし、その他の事項について、公募要項及び応募書類を事務局案のとおりの内容で公募を行うということで、よろしいか。</p> <p>(委員)</p> <p>異議なし。</p> <p><b>6 その他（事務局より）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議事録は、委員長の内容確認を経て、区のウェブサイトに掲載する。</li> <li>・守秘義務と応募団体への接触の制限について確認。</li> </ul> <p><b>7 閉会</b></p>
<p>資 料</p> <p>・</p> <p>特 記 事 項</p>	<p><b>1 資料</b></p> <p>資料1 横浜市保土ヶ谷区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会 委員名簿</p> <p>資料2 横浜市地域ケアプラザ条例（抜粋）</p> <p>資料3 横浜市保土ヶ谷区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱</p> <p>資料4 横浜市保土ヶ谷区における地域ケアプラザの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱</p> <p>資料5 会議の公開・非公開について（案）</p> <p>資料6 選定スケジュール（案）</p> <p>資料7 選定の進め方について（案）</p>

資料 8 評価基準項目について（案）

資料 9 地域ケアプラザ基礎情報、施設別変更点一覧

資料 10 横浜市保土ヶ谷区地域ケアプラザ指定管理者公募要項（案）

資料 11 横浜市保土ヶ谷区地域ケアプラザ指定管理者応募関係書類（案）

## **2 特記事項**

- ・ 第 2 回選定委員会の 1 日目は令和 7 年 4 月 10 日（木）、2 日目は令和 7 年 4 月 24 日（木）を予定。